

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 8 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530049

研究課題名(和文) 東アジアにおける日本国際法学の受容

研究課題名(英文) The Acceptance of Japanese Science of International Law in East Asia

研究代表者

韓 相熙 (HAN, SANGHEE)

九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：30380653

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、東アジア(日本、中国大陸、台湾、韓国、北朝鮮、ベトナム)において出版された近代及び現代の国際法著作を比較分析することによって、東アジア諸国の国際法学が、19世紀中国の「宣教師翻訳」によって「自動的に」定着したのではなく、「日本の国際法学」という「媒介」又は「踏み石」があってこそ可能であったことを実証的に証明することを目的とする。

研究成果の概要(英文)：Through a comparative analysis of international law textbooks published in modern and contemporary East Asia (i.e. Japan, Mainland China, Taiwan, South Korea, North Korea, and Vietnam), this research aimed to empirically show that the “translations by Western missionaries” in China in the 19th Century did not automatically establish a science of international law in East Asia, and that Japan played a crucial role as an “intermediary” or “stepping stone” in this process.

研究分野：国際公法

キーワード：国際法 国際法学 国際公法 万国公法 受容 日本の国際法学 東アジア

1. 研究開始当初の背景

(1) 東アジア諸国の国際法学（以下、「東アジア国際法学」）は、『万国公法』（1864）など 19 世紀中国における欧米宣教師の翻訳（以下「宣教師翻訳」）を通じた「ヨーロッパ国際法」の受容によって形成されたとされてきた。

(2) しかし、不思議なことに、東アジア各国の国際法教科書に使われている殆どの国際法用語は、「宣教師翻訳」の用語とは相当違うだけでなく、むしろ日本の用語とほぼ一致している。これは一体なぜだろうか。既存の通説は、この現象を説明できない。本科研の研究はこのような問題意識から始まった。

2. 研究の目的

(1) 「東アジア国際法学」は日本から非常に多大な影響を受けている。日本の影響は、地理的には中国（大陸）、台湾、韓国、北朝鮮だけでなく、遠くベトナムまで及んでおり、時間的にも 19 世紀から現代まで綿々と続いている。

(2) 本研究は、「東アジア国際法学」が、19 世紀中国の「宣教師翻訳」によって自動的に定着したのではなく、「日本の国際法学」という「媒介」又は「踏み石」があってこそ可能であったということを実証的に証明することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は主に以下のような研究方法に基づいて行われた。

(1) まず、中国（大陸）、台湾、韓国、北朝鮮、ベトナムにおける各時期の代表的学者及び国際法著作に対して、日本の国際法学が如何なる影響を及ぼしたのかについて綿密な分析を行った。

(2) また、事例研究として、最も重要な「25」の国際法用語（以下、「核心用語 25」）と戦後新しく登場した「海洋法」に関する 4 つの用語を選定し、各国の用語が日本の用語とどれくらい一致しているのかを分析した。

4. 研究の成果

本研究の主な研究成果は以下のようにまとめることができる（本人が 2009 年～2011 年間行った「科研」（課題番号 21530048、以下、「前科研」）と重なる部分については「前科研」を参照）。

(1) 中国国際法学に対する日本の影響

① 先行研究は、近代中国の国際法学に対する日本の影響が 1902 年又は 1903 年に始まったとしている。本人は「前科研」において、『公法導源』（胡徵元、1899）を分析することによって、日本の影響が 1899 年まで遡ることを明らかにしたが、その底本までは確認できなかった。しかし、本科研では『公法導源』（胡徵元、1899）の底本が日本の『国際公法』（三崎亀之助、1888 年版又は 1892 年版）であることが確認できた。

② また、「前科研」では、日本の影響が「1915 年」に突然途絶えて、その後欧米国際法学の影響を受ける時代に入ったと述べたが、「本科研」では近代中国の国際法学に対する日本の影響は戦間期まで脈々と続いていたことがわかった。

③ 特に、「戦間期」を代表する中国の国際法著作は日本に留学した人々によって著述された。最も重要な例として、金保康の『平時国際公法』（1927）と『戦時国際公法』（1927）、寧協萬の『国際公法』（1919）、『現行国際法論』（1923）、『現行国際法（上）』（1927）、譚焯宏の『国際公法原論』（1922）、周鯁生の『国際法大綱』（1929）、そして汪馥炎の『国際公法論（上冊）』（1932）と『国際公法論（下冊）』（1933）があげられる。

④ 特に、中国の国際法学の基盤を築いたとされる「周鯁生」は、ヨーロッパに留学し、主に欧米国際法学の影響を受けていたと言われてきた。しかし、周鯁生は欧米に渡る前にまず日本に留学していたこと、そして日本の国際法学の影響を受けていたことが分かった。

⑤ 第二次世界大戦後（以下、「戦後」）、中国の国際法学は、旧ソ連の影響を短期間に非常に強く受けている（本研究によれば、1950 年から 1960 年まで中国で出版された 12 冊すべてが旧ソ連の国際法著作の翻訳又は編集であった）。その後、

すべての国際法研究が中止された「文化大革命」を経て1980年代に入って中国の国際法研究は再開した。1980年代以来、中国は「旧ソ連国際法学」、「第3世界国際法」の観点を反映しながら、中国独自の国際法学を構築しようと試みてきた。

⑥戦前と比べると、戦後中国で紹介された日本の国際法著作の数も日本に留学した（国際法専攻の）留学生の数も急激的に減っているのは確かである。但し、後述する国際法用語の比較からも分かるように、近代から戦間期までの日本の影響は様々な形で今も残っている。

（2）台湾国際法学に対する日本の影響

①台湾の「植民地時代」には国際法研究や教育が不可能であったと考えられてきた。しかし、本研究を通じて、当時の「台北帝国大学（政学科）」において「立作太郎」と「山下康雄」が国際法を講義したことが分かった。「戦間期」日本の代表的な国際法学者二人が当時台湾トップの大学で行った講義は台湾の若者達に大きな影響を及ぼしたと推測される。

②戦後の台湾国際法学界の代表的な学者としては「雷崧生」、「陳世材」、「彭明敏」、「崔書琴」等があげられる。この中でも特に重要な役割を果たしたのが「彭明敏」であるが、彼は「東京帝国大学」で国際法を学んでおり、彼の代表作『（平時戦時）国際公法』（1959）も日本の影響を大きく受けている。

③1980年代前後から欧米に留学した学者が増えているが、台湾の国際法学に対する日本の直接・間接的な影響はその後も続いた。例えば、ハーバード大学に留学し、『現代国際法』（1995）等の著作を通じて台湾の国際法学の発展に大いに貢献した「丘宏達」も常に日本の国際法学を注視し、研究していた。

（3）韓国国際法学に対する日本の影響

①中国から「宣教師翻訳」を受容していた韓国は1907年を分岐点に日本の国際法学の影響を受けることになる。その「分岐点」となる『国際公法志』と、日本の影響を受けた国際法著作3冊については「前科研」ですでに明らかにした。

②「日韓併合」以後の「植民地時代」（1910～1945）には、台湾と同じく、韓国においても国際法研究はあり得なかったと考えられた。しかし、本研究を通じて、当時の「京城帝国大学（法文学部）」において「祖川武雄」と「泉哲」という日本の著名な国際法学者が国際法を講義していたことがわかった。彼らはこの講義を通じて当時朝鮮の若者達に大きな影響を及ぼしていたと思われる。

③戦後、韓国の国際法学は「植民地時期」に日本へ留学した学者を中心に築かれた。例えば、朴観淑（東京帝国大学）、李漢基（東京帝国大学）、申東旭（九州帝国大学）などがあげられる。戦後、韓国最初の国際法教科書と思われる『国際法要論』（朴観淑、1949）、そして韓国の国際法学の基盤を築いたとされる李漢基の『国際法学』（1958）と『国際法学（下）』（1961）も当然ながら日本の国際法学の影響を深く受けている。

④冷戦後、韓国においては欧米へ留学した学者が少しずつ増えた。また、一部の学者によって日本国際法学への過度な依存が指摘され、その脱皮の試みも現れた。しかし、後述する国際法用語の比較からも明らかであるように、韓国国際法学に対する日本の影響は依然として根強く残っていると言わざるを得ない。

（4）北朝鮮国際法学に対する日本の影響

①北朝鮮の国際法学の発展過程については全く知られていない。但し、南北分断以前の時期までの歴史は韓国と同じなので、近代韓国の国際法学が1907年を分岐点として「中国」から「日本」の影響を受けることになった点については北朝鮮も同じであると言えよう。

②分断後の北朝鮮の国際法学は、中国及び旧ソ連の影響を受けて「社会主義国際法」と「第3世界国際法」の観点を反映しながらも、「チュチェ思想」を基盤とする北朝鮮独自の国際法学を発展させている。但し、戦後の北朝鮮国際法学の発展過程に関する情報が殆どないので、日本の影響を判断するのは非常に難しい。

③しかし、本研究が分析した『現代国際法研究』（1988）、『国際法学』

(1992)、『国際法辞典』(2002)上の用語は、後述するように、戦前定着した用語だけでなく、戦後新しく作られた海洋法用語までも日本の用語とほぼ一致している。従って、戦前だけでなく戦後の北朝鮮の国際法学もある程度日本の影響を受けているように思われる。

(5) ベトナム国際法学に対する日本の影響

①ベトナムにおける国際法の受容に関する先行研究はほぼ「ゼロ」である。ベトナム学者達に尋ねると「ベトナムで国際法に言及されるのは「戦後」のことである」との返事が一般的である。しかし、本研究の調査によると、ベトナムにおける国際法の受容も19世紀に始まった。

②まず、嗣徳帝が1874年『万国公法』を印刷・配布するよう指示した記録が残っている。また、Pierre-Paul Rheinartの寄贈図書リスト(1895年～1897年間4回)には『万国公法』だけでなく『公法会通』、『各国交渉公法論』が載せられている。そして、Đào Nguyên Phồの建議書(1906)にも上記の3冊と『国際公法大綱』が載せられている。これは近代ベトナムが中国の「宣教師翻訳」を通じて国際法を受容していたことを意味する。

③但し、『国際公法大綱』(雷士特著、商務印書館訳、1903)は、ドイツ学者リスト(Franz v. Liszt)の著作を中村進午が日本語で翻訳したものを、中国で漢訳したものである。これは、日本の著作が、1906年前後、中国を通じてベトナムに受容されていたことを意味する。特に、1907年から始まった「東遊運動」や「東京義塾」の設立等を通じて多量の日本書籍がベトナムに流入した可能性が非常に高い。この時期は韓国においてもちょうど中国の「宣教師翻訳」の代わりに日本の著作が受容され始めた時期である。

④ベトナムはその後フランスの「植民地時代」と「南北分断時代」を経て1976年統一されるが、この時期までのベトナム国際法学についても手がかりはほとんどない。但し、本研究が入手した戦後最も早い教科書の「Luật Quốc Tế (I)」(1984)と「Luật Quốc Tế (II)」(1985)上の用語は、後述するように、日本の用語とほぼ一致している。これはベトナム

においても、中国や韓国と同じく、20世紀前後、数多くの日本の国際法著作が、中国を通じて又は日本から直接受容されていたというしか説明がつかない。

(6) 事例研究：東アジア諸国の国際法用語の形成に対する日本の影響

①本研究が分析した「核心用語 25」は以下の通りである：国際法、主体、国家、法源、条約、慣習、権利、義務、主権、独立、平等、干渉、承認、承継、特権、免除、責任、領域・領土、領海、公海、紛争、仲裁、平和、戦争、中立。

②これらの中で「主権」や「権利」は確かに中国の「宣教師翻訳」の時期に「ある程度」定着したものである。しかし、その他の用語は日本で生まれたか又は定着したものである(たとえ最初に使われたのが中国であっても、国際法用語として確実に定着したのは日本である)。

③本研究はまた1970年代以後新しく出現した、海洋法の4つの用語を比較した：接続水域(Contiguous Zone：以下「CZ」)、排他的経済水域(Exclusive Economic Zone：以下「EEZ」)、大陸棚(Continental Shelf：以下「CS」)、深海底(Sea-bed：以下「SB」)。

④中国の場合、「核心用語 25」のうち、日本と異なるのは以下の「4つ」のみであり、その他は全て日本の用語と一致している。特に、「source」と「succession」は、二つの用語(法源と淵源、継承と承継)とも両国で部分的に使われて来たので、確実に異なるのは「immunity」と「dispute」だけである。

	日本	中国
Source	法源	淵源
Succession	承継	継承
Immunity	免除	豁免
Dispute	紛争	争端

しかし、1970年代以後形成された海洋法に関する用語をみると、日本の用語とは完全に異なる中国式用語が以下のように次々と登場している。

	日本	中国
CZ	接続水域	毗連区
EEZ	排他的経済水域	專屬经济区
CS	大陸棚	大陸架
SB	深海底	國際海底区域

⑤台湾の場合も中国大陸と同じく、「核心用語 25」の中、以下の「4つ」以外には日本と一致しているが、この異なる「4つ」は中国大陸と一致している。

	日本	台湾
Source	法源	淵源
Succession	承継	継承
Immunity	免除	豁免
Dispute	紛争	争端

また、海洋法の用語も中国大陸と一致している（但し、「毗連区」については「隣接区」も併用されている。）

	日本	台湾
CZ	接続水域	毗連区
EEZ	排他的経済水域	専属経済区
CS	大陸棚	大陸架
SB	深海底	国際海底区域

⑥韓国は、「核心用語 25」だけでなく、1970年代以降作られた海洋法の用語までも、一つの例外もなく、日本と完全に一致している。

⑦北朝鮮の「核心用語 25」は以下の「3つ」以外は、日本と一致している。

	日本	北朝鮮
Sovereignty	主権	自主権
Subject	主体	当事者
Source	法源	存在形式

但し、北朝鮮の「自主権」という用語は「チュチェ思想」に基づく独特の意味を持っているので、他の国で使われる「主権」とはまた異なる意味を持っている（北朝鮮では「主権」という用語も混用されている）。「当事者」は以前日本と韓国で使われた時期があったが今は使われていない。しかし、「存在形式」はもっぱら北朝鮮においてのみ使われている。

一方、海洋法の用語は、「EEZ」以外は日本と一致している。「EEZ」については、「排他的」という表現を外し、「経済水域」または「経済水域圏」を使っている。これは、北朝鮮も韓国と同じく、1970年代以降の新しい用語に対しても日本の影響を受けていることを意味する。

⑧ベトナムの場合、「核心用語 25」の中、以下の「5つ」だけ日本と異なっており、他の用語は日本と一致している。

	日本	ベトナム
International Law	国際法	律国際

Source	法源	源
Right	権利	権
Privilege	特権	優特権
Dispute	紛争	争執

但し、完全に異なる新用語を創案したというよりは、既存の用語を変形して使っているといった方が正しいかも知れない。

一方、戦後作られた海洋法の用語をみても、既存の用語にベトナム独特の単語をいれた独自の用語（例えば、「vùng」や「thềm」）を作っていることがわかる。

	日本	ベトナム
CZ	接続水域	領海接続 vùng
EEZ	排他的経済水域	経済特権 vùng
CS	大陸棚	大陸 thềm
SB	深海底	vùng

（7）本研究の意義

①「東アジア国際法学」の形成に関する研究は「ヨーロッパ」からの国際法受容（即ち、「外的受容」）に集中されており、東アジア諸国間の受容（即ち、「内的受容」）に関する研究は非常に少ない。また、「内的受容」を取り上げる数少ない研究も「二国」に限られているか「1910年～1911年」で止まっている。

②本研究は、東アジア諸国の国際法学が「外的受容」（即ち、ヨーロッパからの受容）により「自動的に」形成されたのではなく、東アジア諸国間の「内的受容」、特に日本の「媒介」又は「踏み石」があってこそ可能であったこと、そして日本の影響は今までも続いているということ、日本、中国、台湾、韓国、北朝鮮、ベトナムの近代・現代著作を発掘・分析するによって明らかにしたこと、に学問的意義があると思われる。

③日本は主に以下の四つのルートを通じて東アジア各国の国際法学に大きな影響を及ぼした。

第一に、日本は大体「1870年代～1890年代」まで集中的に行われた「3次」に渡る「翻訳ブーム」を通じて、当時欧米の重要な国際法著作を翻訳し、それを東アジア諸国に伝えた。

第二に、日本は「第3次翻訳ブーム」後、日本人「自ら」国際法著作を数多く著述・出版し、これらの著作が東アジア諸

国の国際法学形成に非常に多大な影響を及ぼした。

第三に、日本は近代から戦後まで、日本に留学していた東アジア諸国からの留学生及びエリート達を通じて東アジア各国の国際法学の形成に強い影響を及ぼした。

第四に、日本が創案した（又は日本で定着した）国際法用語は日本の著作と留学生達を通じて東アジア各国に拡散していった。これが東アジア諸国の現代国際法用語に見られる「高度の類似性」の最も直接的理由である。

④但し、ここでまた以下の三点を強調しておかなければならない。

第一に、日本の国際法学は全く「ゼロ」から始まったのではない。中国の「宣教師翻訳」、特に『万国公法』は日本の国際法学の胎動に非常に重要な「土台」となった。もし『万国公法』がなかったとしても日本の国際法学が順調に発展したのかについては異見があると思われるが、少なくともその発展がある程度は遅くなったのではないと思われる。

第二に、東アジア諸国は、日本の国際法学から非常に大きな影響を受けながらも、それを全て無批判的に「そのまま」受容したのではなく、取捨選択したり、修正したりしながら受容した。これは、日本がヨーロッパ国際法学を「そのまま」受容したのではなく、当時日本の国情と日本人独自の観点に基づいて受容したことと同じである。このことは、福沢諭吉、梁啓超、兪吉濬、Phan Bội Châu 等近代東アジアのエリート達の「国際法観」を比べてもわかる。

第三に、「漢字」という、東アジア諸国が共有する「共同文化」または「共同言語」の「力」が強調されなければならない。本研究の結果、近代東アジアにおける国際法受容過程には「ヨーロッパからの外的受容」と「東アジア諸国間の内的受容」という「二重の受容メカニズム」が同時に作用していたこと、そして「外的受容」だけでなく「内的受容」が非常に重要な機能を果たしていたことが分かったが、特に「内的受容」は「漢字」という「共同文化」又は「共同言語」があったからこそ可能であったと考えられる。

5. 主な発表論文等

「雑誌論文」（計2件）

(1) 韓相熙「国際法述語在東亜的伝播」(中国語)、何勤華・屈文生・崔吉子(主編)『法律翻訳与法律移植』(中国)法律出版社(2014)329~361頁。(査読有)

(2) HAN Sanghee, "Yukichi Fukuzawa (1835-1901) - Revisiting Fukuzawa from a Comparative Perspective", *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 56 (2013), pp. 37-69. (査読有)

「学会発表」（計5件）

(1) 韓相熙「近代東アジアにおける国際法の「内的受容」と「外的受容」」、第166回九州国際法学会(2014年12月13日、長崎大学・文教キャンパス(長崎県長崎市))。

(2) 韓相熙「近代東亜是如何接受国際法的」第二次翻訳史高層論壇(2014年10月17日、華東政法大学、上海(中国))。

(3) HAN Sanghee, "Translating International Legal Terms in East Asia: The Case of Territory", 十九至二十世紀初翻譯与東亜現代化国際討論会(2013年5月30日、香港中文大学、香港(中国))。

(4) 韓相熙「東アジアにおける「領土(領域)」概念の受容」日韓国際シンポジウム(日本語、2012年8月30日、九州大学(福岡県福岡市))。

(5) 韓相熙「近代東アジアにおける国際法受容と奥地思考」翰林科学院・第53次東アジア概念疏通フォーラム(2012年6月21日、翰林大学、春川(韓国))。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

韓 相熙 (HAN Sanghee)
九州大学・大学院法学研究院・准教授
研究者番号：30380653

(2) 研究分担者：(なし)
研究者番号：

(3) 連携研究者：(なし)
研究者番号：